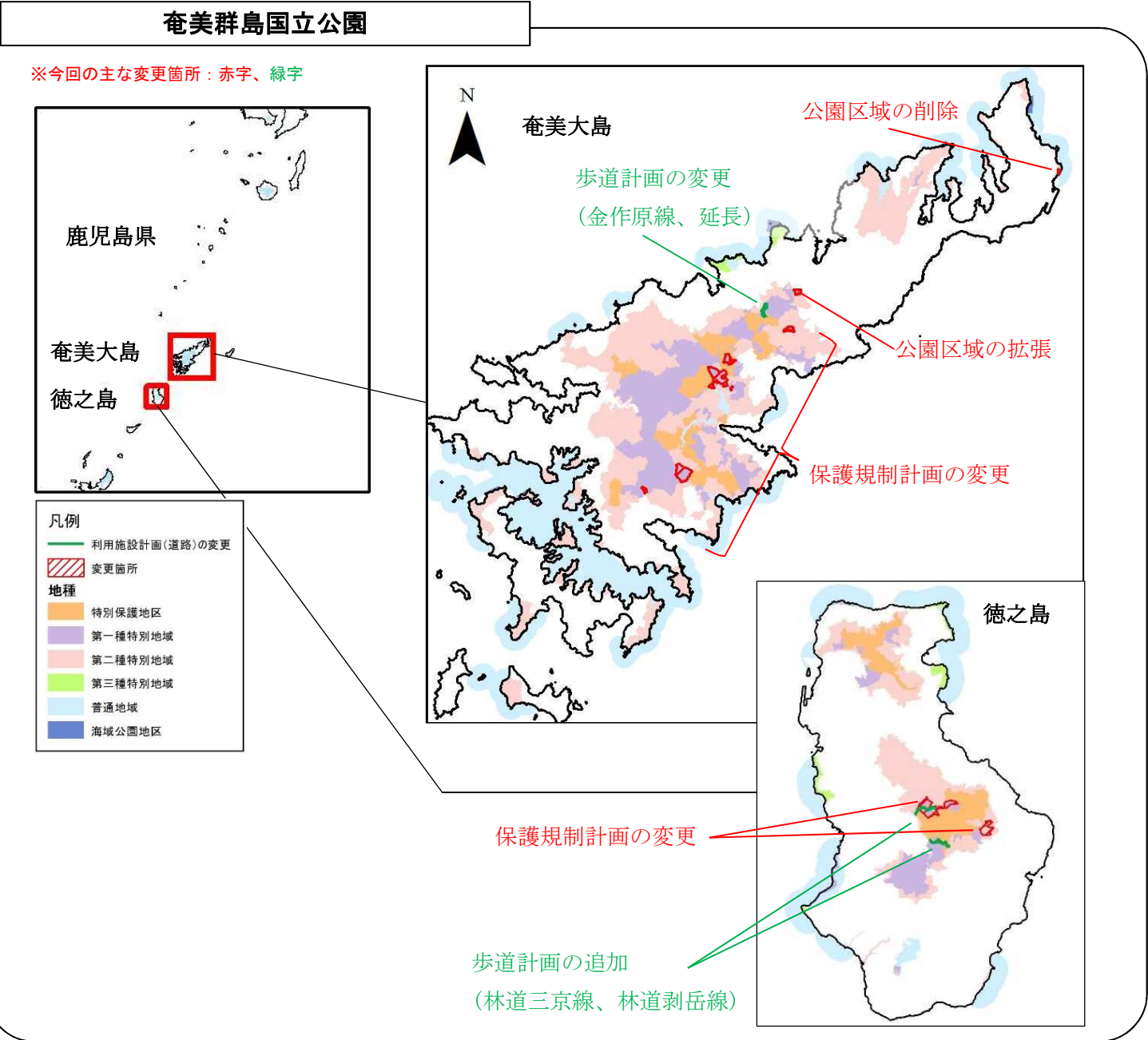


奄美群島国立公園の公園区域及び公園計画の変更案の概要

1. 背景

奄美群島国立公園は、鹿児島県南部に位置し、奄美大島、加計呂麻島、請島、与路島、喜界島、徳之島、沖永良部島及び与論島等の島嶼で構成されており、多くの固有種が集中して分布する国内最大規模の亜熱帯照葉樹林の生態系を中心として、自然性の高い河川景観、干潟・マングローブ生態系、サンゴ礁生態系といった多様な生態系が複合的に一体となった景観を風景形式としています。また、リアス海岸の景観や琉球石灰岩のカルスト地形の景観、人と自然の関わりを示す有形無形の文化景観も有しており、平成29年3月7日に国立公園として指定されました。

今回の一部変更では、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」世界自然遺産を目指す中で、既に特別保護地区又は第1種特別地域に指定されている核心地域の周辺において、固有かつ希少な野生動植物の生息・生育が確認されており、良好な照葉樹林となっている区域の保護規制計画等の変更を自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づいて行うものです。



2. 変更案のポイント

既に特別保護地区又は第1種特別地域に指定されている核心地域の周辺において、良好な照葉樹林となっている区域の規制計画等の変更を行います。

3. 主な変更点

- ・ 公園区域の拡張
鹿児島県奄美市名瀬大字金久町の一部（第2種特別地域）21ha
- ・ 公園区域の削除
鹿児島県奄美市笠利町大字宇宿の一部 6ha
- ・ 保護規制計画の変更
第1種特別地域の拡張 490ha
（第2種特別地域→第1種特別地域への振替）
第2種特別地域の拡張 88ha
（第3種特別地域→第2種特別地域への振替 67ha を含む）
- ・ 道路（歩道）
追加：林道三京線、林道剥岳線
変更：金作原線